

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とは、企業価値の向上を図るために、株主様をはじめ、お客様ならびにお取引先様に信頼される経営を目指すことを目的として、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な意思決定と健全性の向上を経営上の重要な課題として位置づけ、経営管理組織の整備ならびに強化を図ることとしています。

なお、当社では、より充実したコーポレートガバナンス体制の強化を図るため、「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。(本ガイドラインにつきましては、本報告書の末尾をご参照ください。)

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

原則1-2-4(議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳)

現時点では、当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えています。今後、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳を判断します。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

原則1-4(政策保有株式)

当社の政策保有株式に関する基本的な考え方とは、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第6条(政策保有株式)に記載のとおりであります。

原則1-7(関連当事者間の取引)

当社の関連当事者間の取引に関する基本的な考え方とは、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条(関連当事者間の取引)に記載のとおりであります。

原則3-1-1(経営基本方針、中長期経営計画)

当社の経営基本方針および中長期経営計画は次のとおりです。

1. 経営基本方針

ピエトロ経営基本方針

- ・「おいしさ」と「健康」を追い続けます
- ・感謝してお客様を大切にします
- ・新しい食文化を提案します
- ・会社の発展と社員の豊かな暮らしを実現します
- ・ブランド価値を高める行動(ピエトロ行動規範より)
 - ・私たちは、おいしいという気持ちが伝わるもの、魂の入っているものをつくります
 - ・私たちは、お客様の「おいしかった」という言葉を宝とし、常に誠意をもって接し、万が一クレームが起きたら、持てる限り最大の誠意で対応します
 - ・私たちは、ブランドに誇りを持ちながらピエトロらしさを追求し、独自のおいしさ・スタイルを確立した商品・サービスを提供します

創業の理念であり、当社の進むべき方向を示したものです。

当社が事業を遂行する上での基本的な心構えとして、全社員がこれを遵守します。

2. 本中期経営計画における基本コンセプト

原点回帰

・お客様への感謝

・おいしさへの追求

・現場第一主義

・ピエトロファンづくり

変わらないために変わる

・ピエトロ物語の継続

・味を変えずにおいしくする

・今日より明日が新しい

・止まるな、挑め

当社には、当社独自の物語があります。

37年支えてくださったお客様に感謝するとともに、創業時の「想い」を全社員で共有します。

3. 環境認識

外部環境(業界や顧客の動向)

・消費者における低価格志向と機能性志向の二極化

・野菜摂取意識の高まりからドレッシング市場は堅調

- ・健康訴求対応の商品拡大(オメガ3などの表示の拡大)
- ・外食の中ではカフェ業態に参入が相次ぎ競争激化
- 内部環境(求められるもの)
 - ・事業拡大に挑戦するための組織づくりと人材教育
 - ・ブランド価値の維持・向上
 - ・安全で安心の「ものづくり」
 - ・収益性向上と社会貢献
- 外部環境には、経済環境、市場環境、法的規制、国際情勢、顧客動向などがあります。
- 内部環境では、外部環境に照らして、「ひと・もの・かね」の資産を評価します。

4. 重点施策

全社

- ・ブランディング戦略の推進(ブランディング事業部の新設)
- ・コーポレートコミュニケーション力の強化(CSR活動など)
- ・ピエトロアイデンティティの継承
- ・全員営業によるピエトロの認知度向上

食品事業

- ・原点回帰(ブランド戦略の強化)
- ・関東圏と北部九州の営業力重点強化
- ・第2(パスタソース)、第3(冷食)、第4(海外)の柱の育成強化
- ・流通外など新商流の開発による新しい事業の展開

レストラン事業

- ・原点回帰(はじまりは一軒のレストラン)
- ・お客様満足度向上(味、サービス、雰囲気の追求)
- ・個店別収益改善策の実施
- ・健康志向に対応したメニュー提案と新業態の開発

企業価値の向上

- ・経営戦略の明確化と情報発信力の強化
- ・社員の成長とともに会社の「稼ぐ力」の向上
- ・リスク管理体制およびコーポレートガバナンス体制の強化
- ・株主還元(収益力の強化と安定配当)

原則3-1-2(コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方)

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第2条(基本的な考え方)に記載のとおりであります。

原則3-1-3(取締役・監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き)

当社の取締役等の報酬を決定するにあたっての方針とその手続きは、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第15条(取締役・監査役の報酬の決定方針)に記載のとおりであります。

原則3-1-4(取締役・監査役の選任・指名を行うにあたっての方針と手続き)

当社の取締役の選任・指名を行うにあたっての方針とその手続きは、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第10条(取締役候補者の指名方針)に記載のとおりであり、監査役候補者の指名方針は同ガイドライン第13条(監査役候補者の指名方針)に記載のとおりであります。

原則3-1-5(取締役等の個々の選任・指名についての説明)

西川啓子(代表取締役会長)

当社の前身である「洋麺屋ピエトロ」を故村田邦彦氏と共同創業し、企業理念である「味にこだわりお客様を大切にする」を実践し、かつ経営にも参加して、これまで当社を築いてきました。2017年4月からは代表取締役会長に就任し、経営の重要事項の決定および監督を適切に行っており、同氏が企業価値の向上を継続できると判断し、取締役として選任しています。

高橋泰行(代表取締役社長)

社長室長をはじめ営業企画部長、営業本部長等を歴任し、当社の経営に関して大いにその実力を發揮し、2017年4月からは代表取締役社長に就任し、経営の重要事項の決定および監督を適切に行っており、同氏が企業価値の向上を継続できると判断し、取締役として選任しています。

宮川慎一(代表取締役専務取締役)

日清オイリオグループ(株)で長年にわたり食品流通の業務で培った豊富な経験と実績から、食品事業の業容の拡大に大いに寄与しており、2017年4月からは代表取締役専務取締役として食品事業だけでなく営業全般を管掌し、経営の重要事項の決定および監督を適切に行っており、同氏が企業価値の向上を継続できると判断し、取締役として選任しています。

相薦好伸(取締役)

1994年7月に当社へ入社。長年にわたりレストラン事業の業務に幅広く携わり、創業者の故村田邦彦氏の「味にこだわりお客様を大切にする」という企業理念を忠実に引き継ぐ者として、これからの社業の発展に貢献できると判断し、取締役として選任しています。

中村利徳(取締役)

1995年5月に当社へ入社。長年にわたり製造部の業務に幅広く携わり、創業者の故村田邦彦氏の「味にこだわりお客様を大切にする」という企業理念を忠実に引き継ぐ者として、これからの社業の発展に貢献できると判断し、取締役として選任しています。

金成茂雄(監査役)

1989年11月に当社へ入社。ドレッシング事業部東京支社長、執行役員食品事業部副本部長、執行役員営業本部副本部長を歴任し、2015年6月に監査役として選任しています。

その他の社外取締役・社外監査役の選任理由につきましては、本報告書に記載のとおりであります。

補充原則4-1-1(経営陣に対する委任の範囲)

当社取締役会の経営陣に対する委任の範囲は、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第9条(取締役会の役割・責務)に記載のとおりであります。

原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)

独立社外取締役の有効な活用については、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第11条(独立社外取締役の活用)に記載のとおりであります。

原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準)

当社の独立社外取締役の独立性判断基準は、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第14条(社外役員の独立性判断基準)に記載のとおりであります。

補充原則4-11-1(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と規模)

当社取締役会全体として知識、経験および能力のバランスならびに多様性を考慮しつつ、社内規程(役員就業規則)に定める選出基準および手続きに基づき取締役を選任しています。また、定款の定めに従い、取締役の員数は10名以内としています。

補充原則4-11-2(社外取締役・社外監査役の兼任状況)

社外取締役および社外監査役の兼任状況については、本報告書に記載しています。なお、社外取締役および社外監査役は、自らに期待された役割を十分理解した上で業務を行い、必要となる時間を十分に確保します。

補充原則4-11-3(取締役会の自己評価)

当社取締役会の実効性に関する自己評価は、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第17条(取締役会の分析・評価)に記載のとおりであります。なお、2016年度における評価につきましては、各取締役による自己評価を踏まえて検討いたしましたところ、おおむね評価していただいたものの、社外役員から昨年に引き続き、審議のための資料の事前配布や議案の経緯等の情報の事前提供などを求めるご意見があり、これらのご意見を踏まえて、2017年度以降の取締役会運営をより活性化したものにして参りたいと考えています。

補充原則4-14-2(取締役・監査役のトレーニング方針)

当社の取締役・監査役のトレーニング方針は、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第16条(取締役・監査役のトレーニング方針)に記載のとおりであります。

原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)

当社の株主との建設的な対話に関する方針は、本報告書の末尾にあります「ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン」第20条(株主との対話に関する方針)に記載のとおりであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
村田 邦彦	1,523,500	24.34
日清オイリオグループ株式会社	1,120,000	17.89
西川 啓子	374,580	5.98
株式会社西日本シティ銀行	133,000	2.12
ピエトロ取引先持株会	79,600	1.27
ピエトロ従業員持株会	70,300	1.12
第一生命保険株式会社	52,500	0.83
株式会社福岡銀行	50,000	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	49,300	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	47,700	0.76

補足説明

大株主の村田邦彦氏につきましては、2017年4月9日に逝去いたしました。なお、本報告書の作成時点において名義書換は完了であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、日清オイリオグループ株式会社との間で資本業務提携契約を締結しています。
(日清オイリオグループ株式会社が当社発行済株式を保有している株数は、1,120,000株(17.89%)です。)

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
上野 光典	弁護士										
白杵 昭子	他の会社の出身者										
藤野 軍次	他の会社の出身者										
石神 高	他の会社の出身者										
高田 聖大	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野 光典		弁護士(上野光典法律事務所所長) 独立役員に指定しています。	昨今のコンプライアンス重視の企業姿勢が強く問われる経営環境の中において、法曹として貴重なご意見をいただいている、さらに経営に関しても社外取締役としてチェック機能を十分に発揮していますので、引き続き社外取締役として選任しています。なお、同氏は当社と利害関係はなく、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。

臼杵 昭子		公益財団法人那珂川町教育文化振興財団「ミリカローデン那珂川」館長 独立役員に指定しています。	前職においてマスコミ業界における幅広い知識と経験があり、また消費者の視点でもご意見等をいただいており、さらに経営に関しても社外取締役としてのチェック機能を十分に発揮していますので、引き続き社外取締役として選任しています。なお、同氏は当社と利害関係はない、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。
藤野 軍次		株式会社ニュークロップ代表取締役 独立役員に指定しています。	流通業界で長年培われたご経験から、特に営業部門へのアドバイスやマーケティング戦略重要性、消費者の視点に立ったご意見等もいただき、さらに経営全般にわたり有意義なご意見やアドバイスをいただき、社外取締役としてのチェック機能も十分に発揮していますので、引き続き社外取締役として選任しています。また、過去に当社の主要取引先である(株)サニーの専務取締役でありましたが、退任から相当期間が経過しており、現在は(株)ニュークロップの代表取締役であります。当社と同氏ならびに同社とは、特別な利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の恐れのない中立的な立場を保持していますので、独立役員に指定しています。
石神 高		日清オイリオグループ株式会社代表取締役専務執行役員を兼務しています。同社は当社の大株主であり、資本業務提携の関係があります。	丸紅㈱とその関連会社において、長年にわたり食料部門や海外での業務に携わり、豊富な知識と経験があり、また2014年6月からは日清オイリオグループ㈱の代表取締役に就任され、当社の営業部門だけでなく、さらに経営全般にわたり有意義なご意見やアドバイスをいただき、社外取締役としてのチェック機能も十分に発揮していますので、引き続き社外取締役として選任しています。
高田 聖大		株式会社西日本フィナンシャルホールディングス取締役執行役員 株式会社西日本シティ銀行代表取締役副本頭取	長年にわたり(株)西日本シティ銀行に勤務され、2007年6月から同行の取締役に、また2016年10月からは(株)西日本フィナンシャルホールディングスの取締役執行役員に就任され、その豊富な経験から当社の管理部門だけでなく、経営全般にわたり有意義なご意見やアドバイスをいただき、社外取締役としてのチェック機能も十分に発揮していますので、引き続き社外取締役として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査担当として内部監査室(室員1名)を設置し、執行役員の業務執行状況を監査し、監査役と連携して業務運営の適正化確保に努めています。

また、内部統制担当と内部監査担当は同一であり、内部統制担当は監査役および会計監査人と都度情報交換を実施することにより、共有すべき事項について相互に連携し、把握できる関係にあります。

なお、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、監査役は監査の都度、定期的に同監査法人から報告を受け、また、必要に応じて協議を行ない、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上 正人	他の会社の出身者													
石田 正史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 正人		独立役員に指定しています。	金融機関で長年勤務した経験から財務および会計に関する相当程度の知識を有しており、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていますので、社外監査役として選任しています。また、過去に当社の主要取引先金融機関である㈱福岡銀行の関連子会社福銀事務サービス㈱の取締役でありましたが、現在は同社を退職しており、さらに当社と同行との関係については、当社は複数の金融機関と取引を行っており、当社に対する影響度は希薄であります。以上のことから、一般株主と利益相反の恐れのない中立的な立場を保持していますので、独立役員に指定しています。
石田 正史		ワイス・ワン株式会社代表取締役 独立役員に指定しています。	長年にわたり土地家屋調査士の業務に従事する傍ら、会社経営にも携わっており、幅広い知識から経営に対する監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しています。なお、同氏は当社と利害関係はなく、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点においては実施ていませんが、業績連動型役員報酬制度の導入を検討しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2017年3月期における取締役に対する報酬等の総額は215,387千円、監査役に対する報酬等の総額は13,039千円であります。

上記のうち社外役員(社外取締役および社外監査役)7名に対する報酬等の総額は24,576千円であります。

なお、法令に従い、報酬等の総額が1億円以上である一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で取締役会で決定し、監査役の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で監査役会で決定する旨を当社規程(役員報酬規程)に定めています。また、規程における報酬テーブルは、会社の業績や経済情勢等を考慮して決定しています。なお、退職慰労金については、株主の皆様の承認を得て支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役を補佐する専任の者はいませんが、人事・総務部、経理・IR部から随時必要な報告を行ない、また必要な社内情報の求めがあれば、その都度各部からご報告し、さらに毎月の取締役会についてもなるべく社外取締役ならびに社外監査役にご出席いただけるよう事前に予定をご連絡しています。また、就任時には、経営を監督する上で必用な会社の事業・財務・組織等に関する知識を取得する機会を提供とともに、取締役・監査役に求められる役割と責務について十分に説明し、就任後も継続的に更新する機会を提供します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、監査役(監査役会)設置会社であります。

原則、毎月1回開催する定例取締役会において、経営に関する重要事項について報告し、審議ならびに決定を行っています。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定ならびに機動的な経営に努めています。

取締役会は、取締役10名(男性8名、女性2名)のうち5名が社外取締役で構成されており、経営に関する重要な意思決定や業務執行に関して、客観的および中立的な立場からの意見を幅広く取り入れるなど、高い監督機能を有しています。

一方、監査役は、定期的に監査役会を開催するとともに、定例および臨時取締役会をはじめ、その他の重要な会議に積極的に出席し、「監査役監査基準」を準拠のもと取締役の職務の執行状況を適宜監査しています。

監査役会は、監査役3名(全員男性)のうち2名が社外監査役で構成されており、うち1名を常勤監査役として選定し、常に取締役の職務の執行を監督できる体制をとっています。また、監査役のうち1名は、財務・会計に関する相当な知見を有しています。

なお、当社は、社外取締役5名のうち3名と社外監査役2名全員を一般株主と利益相反のおそれのない独立役員として指定しており、経営監視機能の客觀性および中立性を保持しています。

当社は会社法ならびに金融商品取引法に基づいて、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査役は監査の都度、定期的に同監査法人から報告を受け、また、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めています。

なお、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、竹之内高司、荒牧秀樹の2名であり、当社と同監査法人または業務執行社員との間に、特別な利害関係はありません。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、同監査法人の監査計画に基づき、公認会計士5名、公認会計士試験合格者4名、その他3名にて行われています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上を図るために、株主様をはじめ、お客様ならびにお取引先様に信頼される経営を目指すことを目的として、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な意思決定と健全性の向上を経営上の重要な課題として位置づけ、経営管理組織の整備ならびに強化を図っています。

具体的には、取締役会の活性化・透明性の向上のため、社外取締役5名と社外監査役2名を選任し、法令遵守、効率的な営業推進およびサービス向上の面から経営の管理体制の強化を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様に当社の事業の状況や議案の内容等を十分に検討したうえで、議決権行使していただけるよう招集通知の早期発送に努めています。また、招集通知の発送前に東京証券取引所ならびに当社ホームページにおいて開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主様になるべく総会に出席していただけるように集中日を回避しています。 <2017年> 定時株主総会開催日:2017年6月23日(昨年実績:2016年6月24日)
その他	定時株主総会後に株主懇談会を開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、その他資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経理・IR部	
その他	定時株主総会後に株主懇談会を開催しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新]

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	食育活動の一環として、子どもたちの「野菜嫌いをなおす」をテーマに、“食の大切さ”について考える体験型イベントなどを開催しています。

その他

[株主優待制度に関して]

1. 当社製品の贈呈

(対象株主)

毎年3月31日現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上保有の株主

(優待内容)

100株以上～500株未満 1,000円相当の当社製品

500株以上～1,000株未満 2,000円相当の当社製品

1,000株以上～ 3,000円相当の当社製品

2. 当社通信販売での優待

(対象株主)

毎年3月31日現在および9月30日現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上保有の株主

(優待内容)

当社の通信販売製品を株主優待価格(約10%割引)でご購入いただけます。

[女性の活躍状況に関して]

当社では、食品事業、レストラン事業など“食”に携わる企業として、多様な意見を経営に反映させるため、男女の区別なく採用を実施しています。特にレストラン店舗の運営においては、多くの女性従業員に支えられており、女性のきめ細やかな感性が活かされる場面も多々あり、女性が活躍できる活気ある職場づくりに努めています。

また、女性が働きやすい職場の実現のため、産休・育児休業制度を設け、仕事と育児の両立に向けた支援を行っています。

当社では、正社員のうちの40.3%が女性であり、女性の役員および管理職相当の状況は次のとおりであります。

・役員(取締役・監査役) 13名中2名が女性(15.4%)

・管理職相当 59名中14名が女性(23.7%)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制の基本方針】

1. 取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役は、法令に定められた「取締役の忠実義務」「取締役の善管注意義務」に則って職務を執行する。
- (2)取締役会は、会社の健全化、効率化および公正化に資するため、内部統制運用規程を定め、内部統制委員会を設けて、法令遵守のための体制を含む内部統制制度の整備および運用について決定するとともに、取締役および各部門の責任者(以下「取締役等」という。)から定期的に状況の報告を受け、必要があれば、内部統制制度の改善および見直し等を図る。
- (3)社外取締役を選任することにより、取締役等の職務執行の監督機能の維持・向上を図る。
- (4)監査役は、取締役等の職務の執行について、法令等の遵守状況を監査し、疑義のある行為等については、取締役等から直接情報の提供を受け、必要なときは改善を勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)取締役会、経営推進本部会議、その他の重要な会議の意思決定に係る情報(文書・議事録等)および重要な決裁に係る情報(稟議書等)は、取締役会規程、稟議規程等の各種規程に従い作成し、さらに文書管理規程に基づき適切に保存および管理する。
- (2)保存および管理されている文書等は、取締役ならびに監査役がいつでも閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、内規・ガイドライン等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を実施し、内部監査室はこれらの適切性・有効性を確認する。また、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、人事・総務部を中心に全部署が連携して行うものとする。
- (2)新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、経営方針に沿った経営計画を策定し、これに基づき取締役等は職務を執行し、その遂行状況等については、定期的に取締役会に報告する。
- (2)業務の適正な運営と効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- (3)取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役会の下に経営推進本部会議等を設置し、経営の意思決定の迅速化を図り、諸施策の遂行に努める。

5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、「ピエトロ行動規範」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員に法令遵守の教育を徹底し、健全な企業風土の醸成に努める。
- (2)内部監査室は、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。
- (3)当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるため、「内部者通報ホットライン制度」を設け、事態の迅速な把握とは正に努める。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき当社グループの管理を実施し、重要な事象が生じた場合には、子会社の取締役等から当社に直ちに報告させ、また子会社に対して当社の内部監査室が直接監査し、当社の代表取締役に直接報告できる体制とする。なお、内部監査室は、同様の報告を監査役および監査役会にも行い、情報の共有化を図り当社グループ全体の業務監視を行う。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制当社は、当社グループのリスク回避を図るため、関係会社管理規程に定める子会社への業務管理に努め、必要とされる課題および対策については、迅速に子会社の取締役等と協議する。
- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制当社は、子会社の取締役等と定期的な会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、当社グループの経営目標および予算達成に努める。
- (4)子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社が制定する「ピエトロ行動規範」を当社グループの行動規範とし、子会社の取締役および従業員に遵法意識の徹底と健全な企業風土の醸成に努める。
 - b. 当社グループ内におけるコンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるため、当社が制定する「内部者通報ホットライン制度」を当社グループの共通の通報手段とし、事態の迅速な把握とは正に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

監査役または監査役会が必要と認めた場合は、取締役と協議のうえ、その職務を補助するために必要な従業員を配置する。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役および監査役会の職務を補助する従業員は、当該職務に限り取締役の指揮命令を受けない。また取締役は当該従業員の処遇ならびに異動等について、監査役および監査役会の意向を尊重する。

9. 監査役の職務を補助すべき従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役および監査役会の職務を補助する従業員の職務は、監査役の指示に従うものとし、当社は当社グループ内に周知徹底する。

10. 当社グループの取締役および従業員が監査役に報告するための体制

- (1)当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制
 - a. 当社の取締役および従業員が、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生等の情報を得た場合は、直ちに監査役または監査役会に報告する。
 - b. 監査役および監査役会は、必要に応じて、いつでも当社の取締役および従業員に報告を求めることができる。
- (2)子会社の取締役、監査役および従業員等が監査役に報告するための体制

a. 子会社の取締役、監査役および従業員等が、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生等の情報を得た場合は、直ちに監査役または監査役会に報告する。

b. 監査役および監査役会は、必要に応じて、いつでも子会社の取締役、監査役および従業員等に報告を求めることができる。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会その他重要な会議および委員会へ出席できるものとし、また当社および当社グループの取締役等は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

(2) 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役会を必要に応じて招集し、会計監査人ならびに内部監査室とも緊密に連携を図り、意見および情報の交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

【ピエトロ行動規範】

当社およびグループ会社では、役員ならびに従業員ひとり一人が、社会へより良い商品やサービスを提供するため、以下に示す『ピエトロ行動規範』を定めています。

『ピエトロ行動規範』

私たちは、自らの使命と責任を自覚し、お客様、株主、お取引先、地域社会といった皆様から信頼を得るために、関係法令およびピエトロ行動規範を遵守します。

1. 経営基本方針

(1) ピエトロは、「おいしさ」と「健康」を追い続けます。

(2) ピエトロは、感謝してお客様を大切にします。

(3) ピエトロは、新しい食文化を提案します。

(4) ピエトロは、会社の発展と社員の豊かな暮らしを実現します。

2. ブランド価値を高める行動

(1) おいしさの追求

私たちは、おいしいという気持ちが伝わるもの、魂の入っているものをつくります。

(2) お客様満足度の向上

私たちは、お客様の「おいしかった」という言葉を宝とし、常に誠意をもって接し、万が一クレームが起きてしまったら、持てる限り最大の誠意で対応します。

(3) ブランド価値の向上

私たちは、ブランドに誇りを持ちながらピエトロらしさを追求し、独自のおいしさ・スタイルを確立した商品・サービスを提供します。

3. 社会の一員としての行動

(1) お客様のために

私たちは、お客様の立場に立ち、安全・安心かつ質の高い商品・サービスを提供します。

(2) 株主のために

私たちは、株主の利益を念頭に置き、株主・投資家等に対し、会社の経営内容及び事業活動状況について積極的かつ公正に開示します。

(3) お取引先のために

私たちは、お取引先との信頼関係を大切にし、透明で公正な取引を行い、共に繁栄していくパートナーシップを築きます。

(4) 地域社会のために

私たちは、地域社会と密接に連携し、社会の一員として社会貢献活動に積極的に取り組みます。

(5) 従業員のために

私たちは、従業員の人権及び個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を作り、従業員の満足度を向上させるよう努めます。

(6) 市民社会のために

私たちは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨みます。

(7) 会社財産の保全

私たちは、会社の資産や個人情報を含む秘密情報などの会社財産を適正に管理し、業務外使用や漏えいなどの不正行為は行いません。

(8) 環境との共生

私たちは、自然環境の恵みによって生まれた素材により商品を提供する企業として、環境にやさしい企業活動を行います。

4. 行動規範の遵守・徹底

私たちは、報告・連絡・相談を大切にし、嘘やごまかしは絶対にしません。良いことよりも、悪いことこそ早く報告します。そのために関係法令に基づき、ピエトロ行動規範の遵守と徹底に努め、高い倫理観のもと良識ある企業活動を展開します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前述の『ピエトロ行動規範』にも挙げていますように、当社およびグループ会社では、反社会的勢力に対して、毅然たる態度で臨み、経営活動への関与や被害を防止するために、以下の対応をしています。

(1) 反社会的勢力に対する対応部署を人事・総務部とし、不当要求防止に関する責任者を設置しています。

(2) 不当な要求があった場合は、最寄りの警察に通報するとともに、顧問弁護士と連絡をとり、速やかに対応します。

(3) 平素からコンプライアンス委員会において、不当要求への対応についての研修を実施し、社内に不当な要求があった場合の対応マニュアルを配布し、社内への啓蒙を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在の株主構成から判断すると買収の可能性は少ないとと思われますが、今後、株主構成の変化も有り得ますので、種々のケースを考慮して、対応していきます。

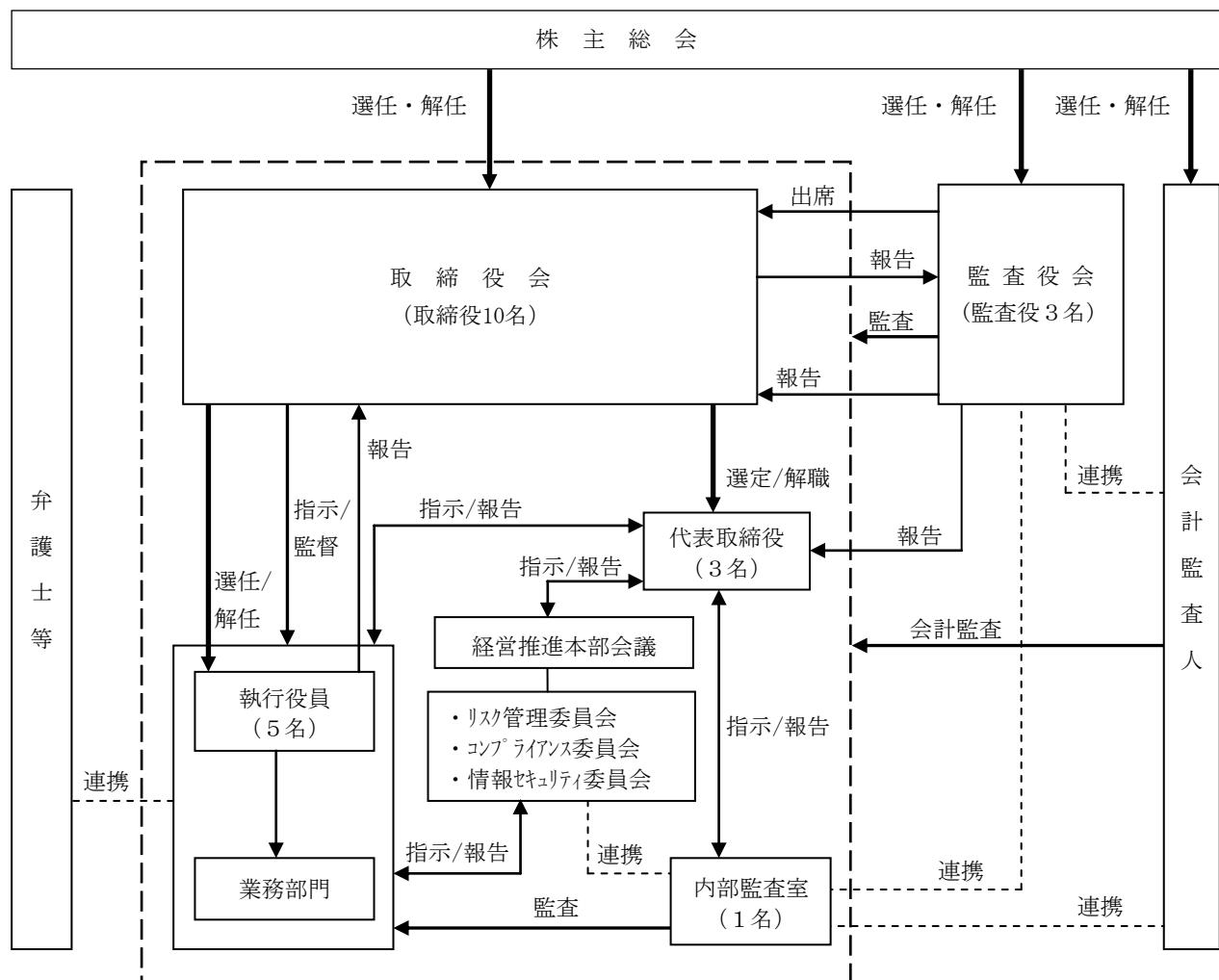
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制は、模式図1のとおりです。

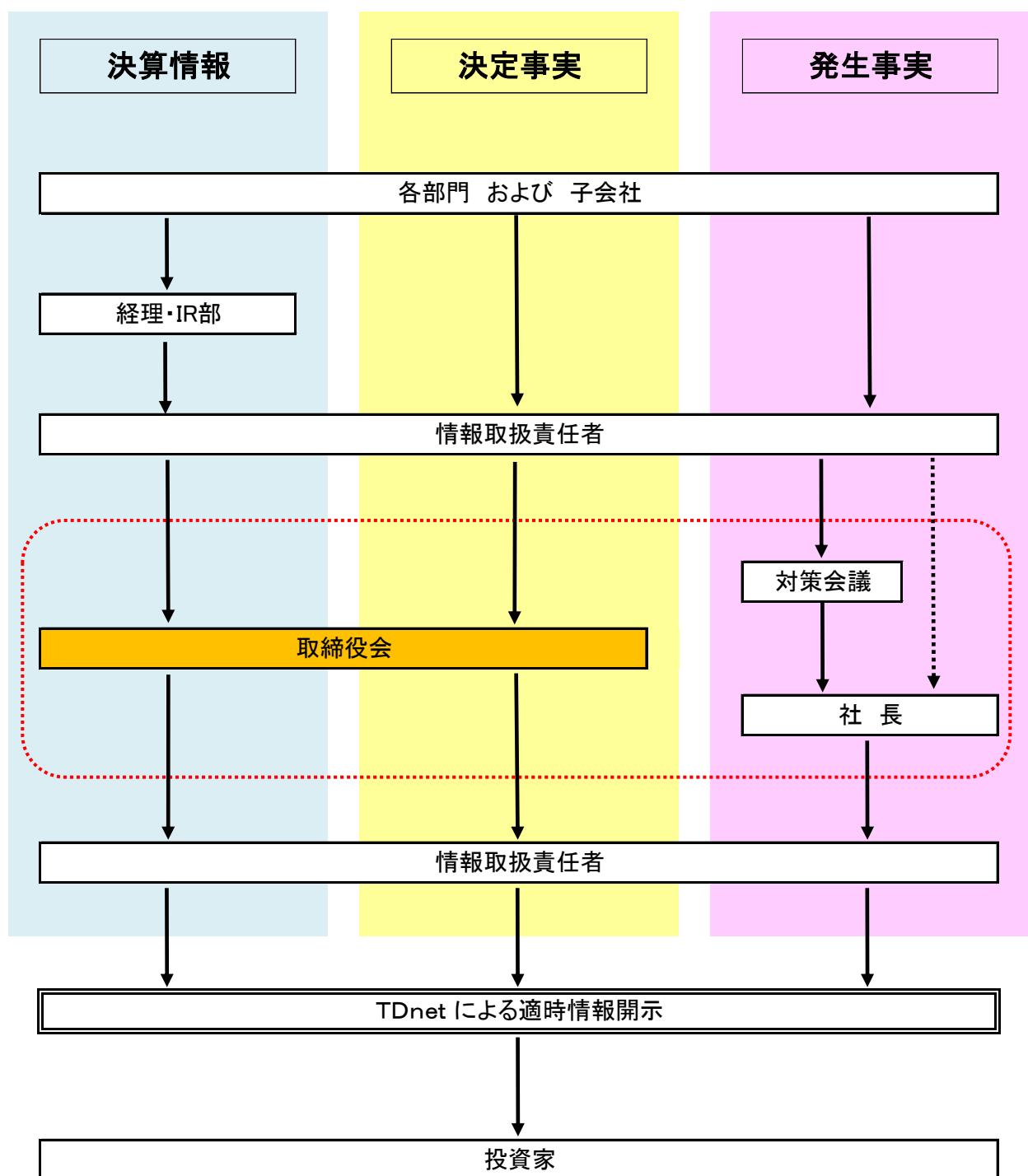
【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、模式図2のとおりです。

【模式図 1】



【模式図 2】



ピエトロ コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

第1条（目的）

当社は、中長期的な企業価値の向上を図り、株主やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業経営を実現するため、本ガイドラインを制定します。

第2条（基本的な考え方）

当社は、企業価値の向上を図り、株主をはじめ、お客様ならびにお取引先様に信頼される経営を目指すことを目的として、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な意思決定と健全性の向上を経営上の重要な課題として位置づけ、経営管理組織の整備ならびに強化を図ります。

第3条（経営基本方針）

当社は、次の4つの経営基本方針を掲げ行動します。

- ・「おいしさ」と「健康」を追い続けます
- ・感謝してお客様を大切にします
- ・新しい食文化を提案します
- ・会社の発展と社員の豊かな暮らしを実現します

第2章 株主の権利・平等性の確保

第4条（株主総会）

1. 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。
2. 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主が適切な判断を行うために必要な情報を的確に提供します。
3. 当社は、より多くの株主と対話できるよう配慮し、株主総会開催日については適切な日程を設定します。
4. 当社は、株主が総会議案を検討する期間を十分確保するため、株主総会招集通知の早期発送に努めます。また、招集通知を発送する以前には、TDnetにおいて招集通知の情報を閲覧できるよう対応します。
5. 株主総会で付議した会社提案の議案に関して可決には至ったものの相当数の反対票（概ね反対比率が10%を超える場合）が投じられた場合は、反対票が多くなった原因の分析を行い、取締役会で必要な対応を検討します。
6. 機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、議決権行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳を検討します。

第5条（資本政策）

1. 当社は、株主の利益に重要な影響を与える資本政策の基本方針については、法令等に基づく開示を行うとともに、適切な説明を行います。
2. 支配権の変動や大規模な希釈化などの資本政策については、既存株主を不当に害するがないよう、その必要性・合理性を検討し、適切な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

第6条（政策保有株式）

- 当社は、いわゆる政策保有株式について、その保有の意義が認められる場合を除き、原則保有しないことを基本方針としております。保有の意義が認められる場合とは、中長期的な観点から取引関係の維持・強化など、総合的に勘案して、当社の企業価値の向上に繋がると判断する場合をいいます。
- 政策保有株式の議決権の行使にあたっては、政策保有先の企業価値の向上の観点から議案ごとに判断し、行使します。

第7条（買収防衛策）

当社はいわゆる買収防衛策の導入は行っておりません。

第8条（関連当事者間の取引）

取締役・監査役および主要株主等との取引につきましては、事前に取締役会の承認を得るよう、社内規程（関連当事者取引管理規程）に定めており、その取引実績については、関連法令に基づき適時適切に開示します。

第3章 取締役会・監査役会の責務

第9条（取締役会の役割・責務）

- 取締役会は、会社法の定めるところに従い、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の監督を行います。また、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力および資本効率等の改善を図るため、経営戦略等の策定とその実現に向けたリスクテイクを支える環境の整備を行い、株主に対する受託者責任を果たします。
- 取締役会は、法令および社内規程（取締役会規程、職務権限規程）に基づき、経営に関する意思決定を行い、取締役への委嘱ならびに経営幹部への権限委譲により業務の執行を行います。
- 取締役会は、中長期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行います。また、中長期経営計画への取り組みと達成状況について十分に分析し、株主へ説明を行うとともに、次期以降の計画に反映させます。
- 取締役会は、取締役および執行役員の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全なインセンティブ付を行います。
- 取締役会は、会社法の定めるところに従い、次のとおり取締役および経営陣の業務執行を監督します。
 - 適切に会社の業績等の評価を行い、経営陣の人事に反映させます。
 - 適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督します。
 - 内部統制やリスク管理体制を整備します。
 - 関連当事者間の取引について、適切に管理します。
- 取締役会は、執行役員の選任および解任について、社内規程（執行役員規程）に基づき適切に実行します。
- 取締役会は、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制およびリスク管理の体制整備状況や運用状況について、その有効性を監督します。

第10条（取締役候補者の指名方針）

当社は、「役員就業規則」で次の取締役候補者選出基準を設けています。

- 取締役としての法的資格要件を満たしている。
- 私事や健康面において、取締役としての任期を全うすることができる。
- 会社に対する利益相反行為に関与していない。
- 高度な倫理観・誠実性・価値観を有し、知識・経験から取締役としての適格性がある。

- ・株主価値の向上に配慮する意思を有している。
- ・他の取締役の持つ能力や経験との相互補完的バランスを考慮する。

第11条（独立社外取締役の活用）

1. 当社は、取締役の業務執行の監督を強化するため、一般株主と利益相反が生じる恐れのない人材として、独立した中立的な立場から意見を述べる独立社外取締役を2名以上選任します。
2. 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立社外取締役相互の情報交換など認識の共有を図ります。
3. 独立社外取締役が取締役および執行役員と情報交換等を行う体制、また、監査役または監査役会との連携を行う体制について、その整備に努めます。

第12条（監査役および監査役会の役割・責務）

1. 監査役および監査役会は、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などを行います。株主に対する受託者責任を認識し、独立した客観的な立場で適切な判断を行い、その役割・責務を果たします。
2. 監査役は取締役会等において、能動的かつ積極的に権限を行使し、取締役等に対して適切に意見を述べます。
3. 監査役は、監査を実施するにあたり内部監査室との連携を確保します。

第13条（監査役候補者の指名方針）

当社は、「役員就業規則」で次の監査役候補者選出基準を設けています。

- ・監査役としての法的資格要件を満たしている。
- ・私事や健康面において、監査役としての任期を全うすることができる。
- ・監査役会の同意が得られている。
- ・高度な倫理観・誠実性・価値観を有し、知識・経験から監査役としての適格性がある。
- ・社内の業務執行者とは、独立性が確保できている。

第14条（社外役員の独立性判断基準）

当社は、社外役員の独立性判断基準について、会社法および東京証券取引所の定める基準に加え、当社独自の判断基準を定めており、その概要是別紙のとおりです。

第15条（取締役・監査役の報酬の決定方針）

取締役の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で取締役会で決定し、また、監査役の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で監査役会で決定する旨を、当社規程（役員報酬規程）に定めています。なお、規程における報酬テーブルは、会社の業績や経済情勢等を考慮して決定しています。

第16条（取締役・監査役のトレーニング方針）

1. 当社は、社外役員を含む取締役および監査役が上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を果たすため、取締役および監査役の個々の役割に応じたトレーニングの機会を提供し、それに必要な費用を負担します。
2. 当社は、就任時には、経営を監督する上で必要な会社の事業・財務・組織等に関する知識を取得する機会を提供するとともに、取締役・監査役に求められる役割と責務について十分に説明し、就任後も継続的に更新する機会を提供します。

第17条（取締役会の分析・評価）

取締役会は、前年度の取締役会の実効性に関して、自己レビューを行うとともに、その結果について開示を行います。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第18条（情報開示）

当社は、財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも取り組みます。

第19条（会計監査人）

1. 当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて、適切に対応します。
2. 監査役会は、会計監査人について、選定基準および評価基準の策定ならびに独立性および専門性の有無の確認を行います。

第5章 株主との対話

第20条（株主との対話に関する方針）

当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が定める範囲で、株主との建設的な対話を行います。その取り組みに関する方針は次のとおりです。

- ・株主との対話全般について、人事・総務部の担当役員が統括し、合理的な範囲内で取締役および経営幹部（執行役員）が対応します。
- ・株主との対話にあたっては、人事・総務部および経理・IR部が有機的に連携します。
- ・株主との対話にあたっては、内容、手段、場所と時間をあらかじめ設定し、個別面談のみならず投資家説明会などの充実に努めます。
- ・株主の意見等については、記録を残し、定期的に取締役会等に報告します。
- ・株主との対話にあたっては、社内規程（インサイダー取引防止規程）の定めるところに従い適切に情報を管理します。

第6章 ステークホルダーとの協働

第21条（行動準則）

当社は、「ピエトロ行動規範」を定め、ホームページで開示しております。

掲載 URL (<http://www.pietro.co.jp/company/about/housin/>)

第22条（社会・環境問題等への対応）

当社は、「ピエトロ行動規範」に掲げる「社会の一員としての行動」に基づき、社会・環境問題等の持続可能性を巡る課題について、適切な対応を行います。

第23条（ダイバーシティの確保）

当社は、採用、研修、人事異動等をとおして、女性の活躍促進を含めて多様性を持った人材の開発に努め、当社の持続的成長を確保します。

第24条（内部通報）

1. 当社は、法令違反等を早期に発見し是正することを目的として、「内部者通報ホットライン制度」を設けています。通報者の保護はもとより、通報先については、社内に加えて社外にも定めており、適切な体制整備を行っています。
2. 通報の内容に応じて、内部監査室、監査役および顧問弁護士等による調査委員会を設置し、対応策を実施します。なお、通報者の保護については、「内部者通報ホットライン制度」の規程に定めています。

社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役および社外監査役につきまして、次のいずれにも該当しない場合には独立性が有るものと判断します。

1. 現在または過去 10 年間において当社グループの業務執行者
2. 当社と主要な取引関係（※1）のある者またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※2）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
4. 当社の主要株主（※3）
5. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
6. 当社グループが寄付を行っている先またはその出身者
7. 上記 1～6 に掲げる者の二親等以内の近親者

※1 主要な取引関係とは、直近の事業年度において当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の 2 %以上である場合をいう。

※2 多額の金銭その他の財産とは、直近の事業年度において年間 1,000 万円以上である場合をいう。

※3 主要株主とは、議決権の 10 %以上を保有する株主をいう。また、当該主要株主が法人である場合には、現在および過去 10 年間における当該法人の業務執行者等をいう。

以上